

# 第15回 国際協力セミナー

## 法と国際協力 クメールルージュ特別法廷の取組

講師:野口元郎氏  
クメールルージュ特別法廷上級審判事

11月18日(火)18:00~19:30  
工学部1号館14号講義室

### 講師略歴

野口元郎氏は1985年に検事に任官後、国内の刑事事件の捜査・公判に約10年間従事。1996年以降は発展途上国に対する法整備支援・司法制度改革や国際刑事裁判などの国際法務に長く従事している。2004年より、外務省国際法局国際法課付検事として日本の国際刑事裁判所（ICC）加盟及びクメールルージュ特別法廷（ECCC）支援に関して外務省に対する法的助言を行ってきた。2006年以降、ECCCの国際判事（国連職員）として活躍中である。

### 講演内容

- 1．ECCCについて  
(1) 設立の経緯           (2) ECCC に対する日本の貢献           (3) ECCC の運営上の課題
- 2．法分野の国際協力について  
(1) 私の経験           (2) 学生時代にすべきこと

### <開会の言葉：国際協力学専攻、吉田恒昭教授>

この企画は新領域・国際協力学専攻主催のセミナーであり、今回で15回目となります。主に国際協力のフィールドでご活躍されている方々を講師にお招きしています。志を持って勉強している皆さんにとって、人生設計の励みや動機付けになれば幸いです。

本日のセミナーが実現したきっかけは、私の指導学生である小峰君が法整備に興味を持っており、カンボジアでの名古屋大主催のプロジェクトのあるレセプションで、私ともども野口さんと出会ったことです。

本日の講師である野口さんは、私が長年勤務していたアジア開発銀行（ADB）に所属し、法整備支援プロジェクトなどを担当し、現在はカンボジアのクメールルージュ特別法廷（ECCC）の上級審判事としてご活躍中であります。本日は「法と国際協力」という題でお話いただきます。よろしくお願いたします。

## <講演：野口元郎氏>

ご紹介、ありがとうございます。講演の前半部分では ECCC の取組や問題点を、後半部分では国際協力の分野に興味をお持ちの皆さんへのアドバイスをお話したいと思います。



### 1. ECCC について

#### (1) 設立の経緯

カンボジアは1975年4月～1979年1月の間、クメール・ルージュ（KR）の支配下にありました。極端な原始共産主義がしかれ、重労働、そして粛清や虐殺がおこなわれ数百万人の死者を出したとされています。1979年にKR政権が倒れた後も、更にカンボジアでは内戦が続き、ようやく、1991年にパリ和平協定が結ばれ、1992～93年にかけて UNTAC ミッションという国連による暫定統治が行われ、さらに新憲法が作られました。この過程で、日本は UNTAC に対する支援をはじめ、カンボジアの復興支援に関して当初から強力なサポートを提供していました。明石康氏が UNTAC 事務総長特別代表に就任し、また自衛隊が初めてPKOとして海外に派遣されました。UNTAC は日本の国際協力においても、一つの試金石となる活動でありました。

他方 KR 裁判に関しては、UNTAC の活動からはかなり遅れ、1997年に初めて国連との間で交渉が始まりました。2004年にカンボジア政府と国連の間の条約が締結され、2005年4月に発効しました。カンボジア政府が国連に法廷設置の支援を求めてから設置条約の発効までに約8年の歳月がかかりました。

交渉が長引いた最大の理由は、国連は当初旧ユーゴやルワンダ型の国際刑事裁判所を予定していましたが、カンボジア政府は国内裁判所での実施を主張したためです。国連はカンボジアでの国内裁判は無理と考え、国連監視下の国際裁判を要求しました。最終的には、カンボジアの司法制度内に設立される特別法廷に対して国連や国際社会が支援を行うことになり、カンボジアの国内法に準拠しつつ、同時に国際標準に則った裁判を目指すこととなりました。また、カンボジア人の裁判官、検察官、弁護士に加え、外国人の司法官が参加することになりました。

このような複雑なモデルが定められ、2006年7月に裁判所が正式に活動を開始しました。2007年の秋以降、現在拘留されている5名の被疑者、ヌオン・チア等が捜査判事によって、検挙され拘留されました。現在、拘留に対する異議申し立てが行われている段階であり、まだ第1審は始まっておりません。S21の所長だったドゥック（Duch）の一審が2009年の第一四半期に始まる予定であると言われています。既に裁判所が活動を開始してから2年半が経過していますが、なぜこのように時間がかかるのかと思われる方も多いと思います。それは一つには、大陸法型のフランス法の影響を受けたカンボジアの刑事訴訟制度に則りつつ、共同検察官、共同捜査判事などの特殊な制度を作り、カンボジア人判事と国際判事が共同で仕事をする仕組みになっているためです。非常に手の込んだ仕組みができあがり、普通の国内裁判に比べて意思決定に時間がかかる結果となっています。

#### (2) ECCC に対する日本の貢献

日本は経済的に多大な貢献をしています。当初3年分の予算として約60億円が見込まれましたが、日本がそのうちの国連負担分の半分、約25億円を拠出しています。日本がお金を出さなければ、必要なお金が全部集まらず、裁判が始まらなかったと言っても過言ではありません。日本が資金を出すことにより、他の国からも予算が集まりました。しかし今年度で予算が底を突いてしまう見込みであり、今年の夏に予算の修正作業が行われ、更に80億円ぐらいが必要になる見込みです。その追加予算をどのようにして集めるかが今後の課題です。

人的貢献に関しては、私のみが日本人として働いています。よく言われる話ですが、やはり日本が負担して

いる資金に比べ職員数が少ない状態です。現在、特別法廷において裁判部、検察、事務局、庶務などの分野で約100人の国連職員がいますが、日本人職員はおりません。アジア人も少ない状態であり、西洋人が大半です。カンボジアの旧宗主国ということもあり、特にフランス人が多いです。人的貢献として、更にいろいろな形で日本人が関与してもらえれば喜ばしいです。

### (3) ECCC の運営上の課題

裁判自体は、ようやく被疑者のうちの1人について第1審が始まろうとしています。しかし、被告や関係者の高齢化が進んでおり、健康状態がよくないと訴えている人もいますので裁判はなるべく早く行われるべきです。最も難しい点として、裁判を急がなければならない反面、国際標準に則った手続きを進める必要があります。この2つの要請は現実的にはどちらかを極端に優先すると他方が難しくなるという場合があります。どちらかに一方的に偏ることなく、利益衡量、バランスが必要となります。

拘留されている人が釈放または保釈を求めて異議申し立てを行っていますが、これまでのところ、一件の申し立てにつき決定を出すまで約4カ月ほどかかっています。かつてのカンボジアではこのような申し立ての審理にこれほど時間をかけていなかったと思いますが、国際標準にも合致する形で正式な手続きを踏んでいくことにより、時間がかかっています。

時間がかかる一つの理由として、言葉の問題があります。カンボジア人の判事やスタッフが必ずしも英語やフランス語ができるわけではなく、一方国際判事や国連側職員はクメール語はできない人がほとんどです。裁判官会議や法廷の場でも通訳を介した3つの言語、英語・フランス語・クメール語のやり取りが必要になります。非常にややこしく、時間がかかるだけでなく、通訳の正確性の問題もあります。通訳より更に時間がかかるのは翻訳です。KRが残したとされる資料のうちかなりのものはDC-CamというNGOが保存、管理していましたが、多くはクメール語で書かれており、それらのうち重要なものを英語ないしはフランス語に訳するのに相当の時間がかかります。最初に検察官が書類送致した際、すでに資料が2万ページ近くあったとされています。裁判が始まればさらに資料や記録が増え、3カ国語に訳するのはかなりの手間になります。費用の面でも負担が大きく、翻訳だけで数億円が掛かってしまいます。1人の翻訳者が1日に翻訳できるページは5～6ページといわれており、数万ページを訳するには大変な人数と時間がかかります。捜査書類は主にクメール語とフランス語で作成されており、一部についてはフランス語からクメール語、英語に翻訳されることが要求されています。翻訳の問題はどの国際裁判でも問題になりますが、とりわけこのカンボジアにおいては、KR時代に外国語ができる人が虐殺の対象になったため、経験とスキルが豊富な通訳・翻訳者の確保が難しく、特に大きな問題となっています。KR時代に殺されずに残った外国語のできる人達は、既に条件の良い外資系企業で働いていることが多く、安い給料でこの法廷のために働く人を探すのは大変です。

その他にも、カンボジア人職員による汚職の疑いがあるとされている問題など、法廷をめぐる問題は山積しています。しかし正義の実現にとって最も重大な問題は、被疑者や被害者・証人などの関係者が生きている間に裁判をしなければならない一方で、国際標準に見合った裁判をしなければならないという点です。

## 2. 法分野の国際協力について

### (1) 私の経験

私が法律分野の国際協力に携わり始めたのは約12年前です。はじめは法務省の法務総合研究所において、法整備支援という事業、具体的には発展途上国に対する民法などの起草支援や、人材育成の仕事に従事していました。2000年から2004年までは、法務省からの出向で、ADB(アジア開発銀行)の法務部においてカウンセラー(弁護士)として勤務しました。帰国後は、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)の教官をしつつ、外務省で国際刑事法に関するアドバイスを行っています。そして、非常勤の国連職員としてカンボジアの裁判に関与しています。私が法曹になった1985年頃は法整備支援という分野はまだ確立しておら



ず、裁判官や検事が外国で仕事をする機会は大使館勤務くらいのもので、まだまだ少ないものでした。たまたま法整備支援事業が立ち上がり、私が同僚に比べ英語ができたためと思いますが、この法整備支援に携わることになりました。現在でも、法務省に関していえば、国際協力はマージナルな活動の一つにすぎません。ですので国際協力だけをやりたいという人には、検事になることを勧めていません。

## (2) 学生時代にすべきこと

学生のころにやっておけばよかったと思うことは、自分の専門以外の教養を高めるということです。欧米のロースクールに比べて、日本の教育は専門性が偏っていると感じることがあります。欧米のロースクールではほとんどの人に職歴があり、文系以外のバックグラウンドから来た人も多いです。私の大学時代はもちろん、現在でもそうかもしれませんが、日本で司法試験に受かる人の中には法律以外の専門的勉強はしたことがない人が多いと思います。欧米の一般的な方向として、ロースクールに通う人には二つ以上の専門がある人が多い。また国際協力の現場では、例えば灌漑プロジェクト一つを取ってみても、ダム の 専門 家、環境 専門 家、会計 士 など 様 々 な 人 が 携 わ り プロ じ ェ ク ト リ ー ダ ー は 多 くの こと を ま と め な け れ ば な ら ず、リ ー ダ ー に は 広 い 視 野 が 求 め ら れ ま す。エ ン ジ ニ ア も 環 境 法 を 知 っ て い な け れ ば な ら ず、今 後 国 際 協 力 に 従 事 す る 人 は、様 々 な 分 野 の 最 低 限 の 基 本 知 識 を 持 ち、そ し て 自 分 の 意 見 を 持 つ こ と が 要 求 さ れ て い ま す。

学生時代を振り返り、もう一つは外国語の勉強に力を入れておけばよかったと思っています。私は検事になったあと富山赴任時代に、英語の勉強をだいぶ一生懸命やりました。仕事上要求される英語力と、スラングを含むネイティブのティーンエイジャー向けの英語力は異なり、国際協力の目的であれば仕事上要求されるものが理解できれば良いでしょう。日本人は、一般に英語の読み書きはできるが聞く・話す が 苦 手 と 言 わ れ て い ま す が、実 際 に は 仕 事 で 使 え る レ ベ ル の 読 み 書 き も で き な い 場 合 が 多 い と 思 い ま す。読 む べ、と いう に は、1 日 2 0 0 ペ ー ジ を 読 み 込 む 力 が 必 要 で す。速 読 力 が な け れ ば、仕 事 で は 使 え ま せ ン。書 く と いう 面 で い えば、言 い た い こ と を 道 筋 立 て て、5 - 2 0 ペ ー ジ ぐ ら い の メ モ と いう か 企 画 書 を 書 く こ と が で き な け れ ば な り ま せ ン。私 も 書 く 訓 練 は ADB で の 実 務 経 験 を 経 て、現 在 に 至 り ま し た。若 い う ち に、読 み 書 き の 力 を 鍛 え て お い て ほ し い で す。話 す 力、書 く 力 は ア ウ ト プ ッ ト で あり、こ れ は 聞 く、読 む と いう イ ン プ ッ ト の 量 に 比 例 す る 部 分 が 大 き い と 思 い ま す。

更に、国連で仕事をしたいなら、フランス語を身につけることを奨励します。英語とフランス語、どちらかができればよいというのが建前ですが、実際は英語に加えてフランス語ができることも奨励されています。採用の際、他の条件が同じならフランス語もできる人を探ることが多いでしょう。世界にはフランス語が通じる国がヨーロッパやアフリカなどに多いし、国際機関ではフランス語はまだ一般に使われています。国連以外でも、アカデミックな分野に進む人にとっても、フランス語はできれば学んでおいて欲しいと思います。どんな職業でも、就職してしまえば語学のために時間を割くことは容易ではありません。学生のうちに身につけておくべきです。

また、国際協力に進みたい人は、必ずしも国際協力の分野から入る必要はありません。実務経験を積んだ上で、国際協力を行うほうが手堅いのではないのでしょうか。一つの理由には、採用する側が実務経験を求めているという現実があります。また、国際協力に従事する側としても、職務経験がある人はその過程を通じて自分が本当に伝えたいものが生まれてくると思います。

国際協力の仕事は美しいことばかりではなく、国際協力に従事している人が必ずしもみな美しい動機ばかりに基づいているわけではありませんが、これはどの世界でもそうであり、それを踏まえて、それでも国際協力に関わりたい人は自分の世界市場における市場価値を高める必要があるのではないかと思います。自分が日本

を離れた時にどのくらいの市場価値があるか、ある程度客観的に列挙できるように自分のキャリアを作っていく必要があります。現在は日本でも終身雇用が当然の社会ではありませんが、とりわけ国際機関、外国では会社・組織ではなくポストを求めて移動することが当たり前です。従来日本で通用するキャリアと国際機関で求められているキャリアの違いを認識しなければなりません。

## 質問

(問)カンボジア特別法廷ができたことで、どのような市民の反応があったのか？既に過去の事件であり、無関心なのか？それとも歓迎していたのか？

(答)時間が経ったとは言え、国民の多くはやはり犯罪行為について責任を負うべき者が処罰されるべきだと考えていると聞いています。しかし、当時最も被害にあった人たちはとくに亡くなってしまっているので、遅きに失したという部分があることは否めません。ご存じのとおり、幹部だけを裁くという今回の特別法廷の制度では、自分の肉親に直接手をかけた人が幹部には当たらないという理由で裁かれない点で残念がる声もあります。また、私たちが思うほどこの法廷



の活動がカンボジア全体にくまなく知られているわけではないようです。旧ユーゴのケースでは、政治的な観点から特別法廷が一部の地域のローカルコミュニティになかなか受け入れられなかったという経緯がありましたが、それに比べ今回のカンボジアのケースは受け入れられているのではないのでしょうか。

(問) 準拠法等カンボジアの法は様々な国が協力して作成したと聞いていますが、どのように解釈していらっしゃるのでしょうか？

(答) 特別法廷が使用する国内法の中心は、刑事訴訟法です。フランス人の専門家がドラフトの支援を行いました。最終的な法の解釈は、裁判官同士で合議して決めます。

(問) 国連の公用語としてのフランス語があげられたが、例えばアラビア語も必要になるのでしょうか？

(答)フランス語は国際刑事司法の場では必要になることが多いです。地域的な観点では、中央アジアではロシア語、中南米ではスペイン語、中東ではアラビア語が必要になる場面はあります。英語だけができれば問題なく勤まるのはアジア開発銀行(ADB)と世界銀行(WB)くらいであり、その他の地域開発金融機関ではもう1言語できなければ事実上は苦しいでしょう。

(問) 政府の汚職等の問題が明らかになり、市民が行政の言うことをきかない現状の中、どのように法整備支援の実効性を担保できるのでしょうか？

(答)即答はできませんが、国の発展の根幹を支えるのはガバナンスと人です。透明性の保たれた制度がなければ物事はうまく進んでいきません。しかし正しいガバナンスが働くためには、それに従事する人のレベルを上げていく必要があります。国が一定の経済発展レベルに達しなければ、まともなガバナンスは期待できないとする考え方と、二つは並行して行うことができるという考え方があります。更に、人材育成が伴わなければ持続可能な経済発展は望めないとする見方もあります。カンボジアの法整備の面で言えば、法曹経験を持っていた多くの人がKR時代に殺されてしまっており、次々に若い人を養成していかなければ間に合わないという実情があり、OJT(on the job training)を元に支援を続けています。

(問) カンボジアでは土地の所有権に関する問題により、土地を持っていない住民が多いという現実がありますが、民法で所有権はどのような位置づけなのでしょう？

(答) 土地の所有権は必ずしも民法だけが関わっているわけではありません。カンボジアのケースでは ADB の支援で土地法を制定し、関連する取り決めがなされました。この過程で、ADB の土地法に対する支援と日本の民法に対する支援との間に齟齬がないように協議がなされたこともあります。一般に国際機関の支援は 2 年程で終了しますが、日本はもっと視野が長く、民法起草支援は 10 年ほどをかけ支援しました。様々なドナーが支援した際に生じる齟齬は開発の分野ではよく生じるものです。

物事が簡単でない大きな理由は、そもそも日本のように完備した登記簿が存在しないということがあげられます。また、戸籍がない人も多い状態です。所有される土地、所有する人の双方について立証不能という場合があります。かと言って、占有している人に権利を与えることですべて解決できるとも限りません。現在カンボジアの大きな問題のひとつに、政府が土地を接収したり買い上げたりしたことによって、農民が行き場を失ってしまう場合があるとされています。アフリカでも同様なケースが起きていますが、日本のように戸籍簿が整備されていないため、なかなか簡単には解決できません。

(問) 仕事の魅力とは？

(答) 私の場合は当初から国際協力の道に進むというはっきりした目標があったというよりは、公務員として勤務する過程で言われるままに進んできた道ですが、人の役に立っているということを感じることができていることが大きいと思います。日本社会はある意味飽和しており、隅から隅まで物事が決められている状態で、一人の人間ができることが見えにくいと感じます。しかし開発協力の現場では、結果がダイレクトに伝わり、自分が役に立っていることを直接感じ取ることができやすいように思います。例えば ADB のプロジェクトでは 100 億円規模のミッションに査定段階から携わることができ、「この橋は俺が作った」というようなやりがいがあります。ADB では日本政府からの出向者がかなりいますが、文系の職員は出向が終わればだいたい所属先に戻りますが、理系出身の出向者はかなりの割合で ADB に残ります。特にエンジニアに関しては、自分が動かせるプロジェクトの規模が大きく、日本ではなかなか味わうことができないことが多いです。

恵まれた先進国に生まれた自分と、別の国では、生きていくのがやっとという人たちがいる中、そういう人たちのために何もなくてよいのかという疑問があり、それに応えるべく自分にできることをやりたいということだと思います。

(問) 特別法廷に関して、現政権は積極的なのでしょうか？それとも消極的なのでしょうか？

(答) 特別法廷設置条約の中で、裁かれる人が限定されています。KR 元幹部と、幹部以外で犯罪に重大な責任を負うべき立場にあった人のみが裁かれる対象となっています。例えば、S21 の所長であったドゥックは後者のカテゴリーになるのではないかとされています。フンセン首相は元々 KR の一員でしたが、彼は当時は下士官程度の存在であり今回の対象にはならないとされています。カンボジア政府がどの程度この法廷を本当に成功させたいと思っているのか疑問だという人もいましたが、カンボジア政府の全面的な協力の下に昨年 5 人を逮捕拘留することができたので、このような疑問は払拭されたと思います。妨害を意図するのであれば、例えば被疑者を外国に逃亡させる事などができたかもしれませんが、そういうことは起きませんでした。これまでのところカンボジア政府はホスト国として果たすべき責任を果たしていると思っています。

(問) 法廷がカンボジア社会に与えた影響とは？

(答) 重大な犯罪があれば処罰するというのが最も重要視されることですが、付随的に国民の和解に資する、歴史認識や教育に資するという点が今後カンボジア社会におけるプラス効果になると考えられています。融和、和解は難しい問題であるが、これだけひどいことが行われたという現実がある中、それを放置しておくことはごまかしなのではないか、何らかの清算を行わなければ、自信を持ってカンボジア人が生きていくことができ

ないのではないかと、と法律家として感じています。人は自分の国に自信を持つことができなければなりません。この裁判はそのような意味でも重要だと考えています。ただしこの裁判がどの程度国民の和解に影響を与えることができるかは今の時点でははっきりと言えません。

(問) 配布された資料の中に、「法廷の主導権を与えられているのはカンボジア側である」ということが書かれていましたが、どのような意味なのでしょう？

(答) この裁判の成功のためにはカンボジア側が主体性をもって取り組む必要があるということです。法廷の立ち上げ直後に我々裁判官が約1年がかりで内部規則を制定するための議論をしていた間、国際法を守ろうとする国際判事と、それに対立するカンボジア側判事という図式で双方が対立しているとの報道がなされました。確かにこの法廷の特殊なマンデートに関して議論が紛糾したこともありましたが、それは双方が真剣に取り組んでいるためでありカンボジア人も真剣に取り組んでいます。最近ではお互いを理解することができるようになり、私は他の国際判事よりもカンボジア人判事と意見が合うということも多くなりました。未だ実際の事件を判決する段階ではなくその前段階ですが、将来彼らがカンボジアの裁判を良い方向に導いてくれるだろうという期待を持っています。

～当日は、学内外から35名の参加者にお集まりいただきました。講演会の後には懇親会も催され、ここでも学生たちは、野口さんと積極的な意見交換をすることができました。～

## 参加者の感想

・本日は大変貴重なお話をして頂き、誠にありがとうございました。カンボジア特別法廷については、これまでもニュースや新聞で時折見聞きしていましたが、しかし、裁判の実情や抱える様々な困難など、初めてお聞きするお話が沢山あり、とても勉強となりました。また、“日本を出ても通用する人間になるよう、自分の価値を高める”というお話はまさしくその通りであると感じました。本日のお話を糧に、より一層自分の能力を高めるべく、頑張っていこうと思います。

・貴重なお話をありがとうございます。今回のテーマは、私のバックグラウンドとはあまり関連がない分野でしたが、面白く聞かせていただくことができました。また、将来国際協力に関わりたいと考える人にとって非常に参考になるお話だったと思います。具体的でわかりやすいお話をありがとうございました。

・「正義の実現なくして自国に自信が持てるのか」とのお考えに感銘いたしました。そのような観点に立って難しいお仕事に携わっておられる日本人法律家のお話を直接伺えて大変嬉しかったです。

・現場にいらっしゃる野口さんならではのお話が聞けて良かったです。言語の問題がお金、時間、正確性などにおいて大きな問題であると言うのは知りませんでした。国連からの外国人職員にはお金、時間を費やすよりカンボジア人に法を学ばせるほうがより民主的で効率的ではないかと思いました。2つ以上の専門を持つ語学に力を入れると良いなど貴重なアドバイスありがとうございました。3～5年以上の実務経験を積んでからのほうが国際的な場で戦力になるというのはとても説得力がありました。

・今日は、充実した時間をありがとうございました。単なるカンボジアの現状を伝えるだけではなく、キャリアまた学生に対するアドバイスをいただけたのは良かったです。

・現場で働いている人の貴重な意見を伺えて勉強になりました。K Rが裁かれる対象としてだけでなく、現在の人材不足に影響を与えているなど、カンボジアの特殊要因(言語の訳等)になっていることが良くわかりました。後半のお話、および質問にも答えていただきありがとうございました。

・貴重なお話をどうもありがとうございました。私は現在法律を学びながらいつかアジア等諸国に関連する仕事につけたらと思っています。なかなか機会に恵まれないと思いますが、とりあえずはお話のとおり、自分の価値を高めることに専念したいと思います。

・気になっていたカンボジア特別法廷について、特に市民の反応を聞いたのがとても貴重でした。また、M 1でキャリアについて考えるアドバイスもいただけて、ほんとうにありがとうございます。

・本日はお話をいただきありがとうございました。現在修士1年で学生の期間も残り1年半となりましたが、多くのアンテナをはってゆきたいと思いました。本日のお話の中で最も印象に残っているのは、国の発展を支えるのは「人」であることです。上に立つ人ほど、本当に人のことを考えられる人でなければならないと実感しております。そのときに専門能力が本当に生きてくるのだと思いました。ありがとうございました。

・裁判の意義(経済発展だけでできても、国民が自信を持って生きていけるのか?)には賛同します。幹部という虐殺の象徴とも言える人々を裁くだけでは気がすまない、という国民にはどのように対応したらよいのでしょうか?今後どの程度公判に時間がかかるのかも注意をしてみたいと思います。

・本日はお話を聞かせていただき、ありがとうございました。この夏グアテマラに研究の一環として行ってきたとき、ある会社経営者にグアテマラ国のガバナンスの腐敗の話を書きました。結局いくら国際協力のドナーがアクションを起こしたとしてもガバナンスの前に敗れてしまうのだ、と落胆して帰国しました。そんな中、野口さんのように現場で実際に法整備に携わっていらっしゃる方のお話を聞く機会をいただけて本当にありがとうございます。お話の中でありました「ガバナンス=人」であるという言葉がとても印象的で人への教育の充実というソフト面と法整備というハード面の両方からアプローチすることが大切なのだと思います。教育学部出身で国の大切な資本が人であると考えている私にとって心のよりどころになるフレーズでした。今後「国を愛する」心が経済成長にもたらす影響についての研究をしていきます。本日はありがとうございました。

・法整備という普段あまり関わる機会のない分野から国際協力について考えることができ、非常に新鮮でした(私の専門は水資源コンフリクトです)。法という多大な利害関係を生み出す規律がどのようなプロセスで作られていくのかに高い関心を抱きました(少し文献などで調べてみたいと思います)。「今思うとやっておけばよかったこと」は、大変耳の痛いお話ばかりでした。私はすでにキャリアをスタートさせてしまいましたが、今からでも念頭において取り組みたいと思います。ありがとうございました。

・非常に興味深いお話をありがとうございました。ただ時間がとても短く、もっと詳しいお話を伺いたかったです。できればシリーズ講座を開催して欲しいです。

・国際協力としての法整備という自分としてとても関心のある分野で貴重なお話を伺えてとても役に立ちました。正義の実現とはいかにあるべきかを改めて考えるよい機会となりました。

・貴重なお話ありがとうございました。今はカンボジアの農業について勉強しているのですが、特別法廷というものについては恥ずかしながら知りませんでした。学ばいい機会となりました。

・言語に絶する困難の中での国際協力のご尽力に心から敬意を表します。今後のご活躍を心からお祈り申し上げます。たまたま100年に1度というような国際金融危機の中で、「日本文化の優位」が明白になりつつあります。ご健闘をお祈りします。

・法学に関してはまったくの素人でしたが、国際裁判の難しさを感じました。実際に昨年NGOのインターンとしてカンボジアのある村に滞在していたとき、テレビで裁判の様子を見たことを思い出しました。同じ村に被害者と加害者が暮らしているという状況は精神的にもまた複雑な問題であり、それらの人々にこの裁判がどのような影響があるのか注目していきたいと思いました。また、国際協力に関するスタンスについても自分が理系という点でとても参考になりました。

・私も環境分野を通して、国際協力を考えております。先日日経新聞で国連大学における環境大学院の記事を見まして、これは今の私にとってとても魅力的なものでした。

本日の講演で、国連関係に従事するためには、主に英語とフランス語が必要であり、改めて言語の必要性を感じました。国際社会に従事するにはその国が有する言語を見につけること、郷に入らば郷に従えということに肝に銘じこれからの勉学に挑む所存です。ありがとうございました。

・今までは、多方面の知識が必要だといわれても何も感じませんでした。今回のお話をお聞きし、実感しました。私は環境問題に非常に興味があるのですが、今後はより広くのことに着手していきたいと思っております。

・本日は貴重なお話ありがとうございました。私は将来、カンボジアに地域研究者として関われないか考えており、今回の話を聞いた中で、地域研究者として何かきっと協力できることがあると思いました。今までも国際協力を行っている人と地域研究者が協力し合うことはあったと思いますが、より一層の協力関係の構築が必要だと思いました。

・困難すぎるような課題に取り組み、ついには彼らカンボジアの法をめぐる未来に期待を見出したというのは、その忍耐力の大きさに感心し励まされました。

以上

### **第15回 国際協力セミナー 実行委員**

総括コーディネーター：小峰拓也（M1 吉田研）

議事録担当：小坂井真季（M1 吉田研）

感想とりまとめ担当：岡田篤（M1 吉田研）

懇親会担当：柳澤彰男（M1 國島研）